

当協会関係者 各位

(公社) 千葉県サッカー協会

社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

本年（平成 27 年）10 月から、マイナンバーの通知が開始されます。

マイナンバーは、情報漏えいなどが発生しないように対策を講じることが法令で義務付けられています。このため、以下の内容を確実に理解してください。

1. マイナンバーの利用目的

- (1) 当協会では、「源泉徴収票・法定調書作成事務」の諸手続で関係各位のマイナンバーを使用します。
- (2) 当協会が行う申告や届出の業務だけでなく、関係各位自身が行う手続き（例：市区町村への児童手当の現況届など）でも必要になります。

2. マイナンバーの通知など

- (1) 平成 27 年 10 月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、簡易書留により各家庭に送付されます。
- (2) 「通知カード」の送付先は住民票の住所なので、転居、転出された方は、速やかに住民票の異動手続を行ってください。
- (3) 「通知カード」は、当協会へのマイナンバーを通知する際に、番号に誤りが無いことを証明するために必要となります。「個人番号カード」の交付申請を行う際には「通知カード」を市区町村へ返却する必要があります。
このため、家族の分も含め、紛失などしないように、しっかり管理してください。

3. マイナンバーの取り扱いにおける禁止事項

マイナンバーは、情報漏えいの防止等の観点から、法律上の規制が厳格に定められています。このため、以下の禁止事項は必ず守ってください。

- ① マイナンバーが表示されている書類を、机の上などに放置しないこと。
不要となった書類を廃棄する時は、ゴミ箱に捨てるのではなく会社の廃棄ルールに従うこと。
- ② 自分のマイナンバー・他人のマイナンバーを問わず、マイナンバーを法令で定められた目的以外で他人に知らせないこと。
- ③ お客様などのマイナンバーについては、法令で定められた目的以外で取得しないこと。

※「通知カード」のコピーや番号のメモを取ることも「取得」に当たるため、禁止されています。

当協会関係者 各位

(公社) 千葉県サッカー協会

源泉徴収票作成事務・法定調書作成事務のための
マイナンバーの提出のお願い

1. 当協会がマイナンバーを利用する目的

「源泉徴収票作成事務」「法定調書作成事務」の諸手続のため。

2. 「通知カード」の保管のお願い

平成 27 年 10 月以降、マイナンバーが記載された「通知カード」が、簡易書留により各家庭に送付されます。

家族の分も含め、紛失しないように気をつけて、管理してください。

3. 当協会へのマイナンバーの提出対象者

関係者（役員・スタッフ・マッチコミッショナー・審判員・ドクター・トレーナー・その他報酬・給料を受け取る方全て）の提出が必要です。

交通費実費（交通費相当額を含む）のみの支給を受ける方は、提出する必要はありません。

但し、年の途中で報酬等を受け取ることとなった方は、支給を受ける前に提出をしてください。

4. 提出書類

(1) 関係者本人の通知カードのコピー又は、個人番号利用目的通知書（別紙）

5. 提出期限

随時

※支給を受ける前に提出（原則）

6. 提出先

【郵送のみで提出】 F A X 等での提出は不可。

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-9-16 三井生命千葉中央ビル 1 階

公益社団法人 千葉県サッカー協会 宛

《この件の問い合わせ先》

(公社) 千葉県サッカー協会・事務局 高山克彦

TEL : 04-310-4888 (平日 9 : 00~17 : 30)

当協会関係者 各位

(公社) 千葉県サッカー協会

個人番号利用目的通知書

当協会は、貴殿の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める個人番号をいう。）について以下の目的で利用するため、ここに通知いたします。

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 報酬等の支払調書作成事務

以上

(公社) 千葉県サッカー協会 御中

私は、上記「個人番号利用目的」を承諾し、貴協会に個人番号を通知することを承諾いたします。

平成 年 月 日

関係所属委員会等 (複数記載可)

氏名 (フリガナ:)

住所 〒

連絡先電話番号

マイナンバー (個人番号 12桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※すべて自署でお願いいたします。

以上